

## 尼崎市公害等紛争調整委員会規則

昭和48年3月31日

規則第25号

改正 昭和48年9月4日規則第71号

昭和49年4月1日規則第44号

昭和52年3月31日規則第31号

平成6年3月30日規則第21号

平成8年3月29日規則第21号

平成13年1月30日規則第6号

平成19年3月30日規則第41号

平成24年3月30日規則第39号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市の環境をまもる条例(平成12年尼崎市条例第51号)第89条第4項の規定に基づき、尼崎市公害等紛争調整委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(平13規則6・一部改正)

(任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第3条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調整委員の指名等)

第6条 委員会による公害等に係る紛争の調整(以下「調整」という。)は、3人の調整委員が行う。

2 前項の調整委員は、委員のうちから、事件ごとに会長が指名する。

3 会長は、必要に応じ、調整委員として第1項の調整委員と共に調整を行うことができる。

(昭48規則71・平13規則6・一部改正)

# 尼崎市公害等紛争調整委員会規則

## (調整の開始)

第7条 調整は、当事者の申請により開始する。

## (代表者の選出)

第8条 公害等に係る紛争について共同の利益を有する多数の者は、その中から、全員のために調整の手續における当事者となる1人又は数人(次条において「代表当事者」という。)を選定することができる。

(平13規則6・一部改正)

## (調整の方法)

第9条 調整は、当事者又は代表当事者の双方からの事情の聴取、関係書類の提出等により行なうものとする。

## (調整をしない場合)

第10条 調整委員は、申請に係る紛争がその性質上調整をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに調整の申請をしたと認めるときは、調整をしないものとするができる。

## (調整の打ち切り)

第11条 調整委員は、申請に係る紛争について当事者の一方が応じないとき、又は調整を継続することが困難であると判断したときは、調整を打ち切ることができる。

## (調整案の作成)

第12条 調整委員は、指名された事件について調整案を作成するものとする。

## (調整の終結)

第13条 調整委員は、当事者双方が調整案を受諾したときは、調整を終結させる。

## (調整の手續の非公開)

第14条 調整委員の行なう調整の手續は、公開しないものとする。

## (調整日)

第15条 調整日は、原則として月2回とする。

## (手續)

第16条 調整の申請その他調整の処理手續については、別に市長が定める。

## (庶務)

第17条 委員会の庶務は、経済環境局で処理する。

(昭49規則44・昭52規則31・平6規則21・平8規則21・平19規則41・平24規則39・一部改正)

## (運営の細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

付 則

## 尼崎市公害等紛争調整委員会規則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、昭和 4 8 年 4 月 1 日から施行する。

( 招集の特例 )

- 2 最初に招集される委員会は、第 4 条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則 ( 昭和 4 8 年 9 月 4 日規則第 7 1 号 )

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 ( 昭和 4 9 年 4 月 1 日規則第 4 4 号 ) 抄

( 施行期日 )

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則 ( 昭和 5 2 年 3 月 3 1 日規則第 3 1 号 ) 抄

( 施行期日 )

- 1 この規則は、昭和 5 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 ( 平成 6 年 3 月 3 0 日規則第 2 1 号 )

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 ( 平成 8 年 3 月 2 9 日規則第 2 1 号 ) 抄

( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 ( 平成 1 3 年 1 月 3 0 日規則第 6 号 )

この規則は、平成 1 3 年 2 月 1 日から施行する。

付 則 ( 平成 1 9 年 3 月 3 0 日規則第 4 1 号 ) 抄

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 ( 平成 2 4 年 3 月 3 0 日規則第 3 9 号 )

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。